

平成 22 年 11 月 24 日

保護者会会員 様

千葉県立市川西高等学校保護者会
会 長 佐 藤 直 幸

保護者会臨時総会の開催について（ご案内）

向寒の候、皆様におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃より、保護者会活動に御協力いただき心より感謝申し上げます。

さて、来年度の市川北高校との統合に向け、本校保護者会と市川北高 P T A では「冷房設置検討委員会」において、生徒の夏季の快適な学習環境の確保のため、「保護者負担による冷房設備の導入について」協議を重ねてきました。

つきましては、下記の日程により保護者会臨時総会を開催し、別添「議案 1・議案 2」により皆様にお諮りさせていただきます。お忙しい時期とは思いますが、万障お繰り合わせの上、御出席くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 平成 22 年 12 月 3 日（金） 午後 2 時～
2 場 所 市川西高校 視聴覚室
3 内 容 市川昂高校普通教室等冷房装置設置（案）について
議案 1 平成 23 年度から保護者負担による普通教室等冷房装置設置について
議案 2 冷房装置は「ガス方式」で、市川昂高校 P T A と京葉ガス株式会社の間で契約することについて

----- き り と り -----

平成 年 月 日

*（ ）内は、該当するものを○で囲み、回答してください。

・保護者会臨時総会に（ 出席 ・ 欠席 ）します。

・欠席の方は委任欄に回答をお願いします。

委 任 欄	意 見
議案 1 について（ 賛成 ・ 反対 ）します	
議案 2 について（ 賛成 ・ 反対 ）します	

千葉県立市川西高等学校保護者会会長 様

年 組 生徒氏名
保護者氏名

* 11 月 29 日（月）までに生徒を通じて、クラス担任に提出をお願いします。

平成 2 2 年度
保護者会臨時総会資料

平成 2 2 年 1 2 月 3 日（金）
1 4 : 0 0 ~ 本校 2 階視聴覚室

千葉県立市川西高等学校

総 会 次 第

1 開会のことば

2 会長あいさつ

3 校長あいさつ

4 議長選出

5 議 事

(1) 保護者負担による普通教室等への冷房装置導入について

(2) ガス利用による冷房とし，市川昂高校 P T A と京葉ガス株式会社の間で
契約することについて

6 その他

7 閉会のことば

議案 1 保護者負担による普通教室等への冷房装置導入について

(趣旨)

- 1 夏季における学習環境の改善
- 2 夏季休業中における生徒の学習や自主的な活動をする場の提供
- 3 文化祭等，生徒会活動の支援

議案 2 ガス利用による冷房とし，市川昂高校 P T A と京葉ガス株式会社との間で契約することについて

(理由) 京葉ガス(株)と東京電力(株)の2業者を比較した結果，

- 1 室外機の台数が少ない(5台)ことから設置場所が少なくて済む。
- 2 保護者の経費負担が少ない。
- 3 電気方式の場合は夜間に運転するため，騒音が心配である。
- 4 遠隔監視システムにより常時監視しており，故障時の対応が迅速，かつ無償である。
- 5 既設の本校図書室はガス方式である。

1 契約内容

- (1) 契約業者 京葉ガス株式会社
- (2) 設置機器 GHP(ガスヒートポンプ式)エアコン
- (3) 契約年数 13年間(平成23年度～平成35年度)
- (4) 使用期間 6月15日～9月30日(土・日・休日を除く)
- (5) 使用時間 一日8時間(8:30～16:30)
- (6) 設定温度 下限25度設定
- (7) 設置場所 普通教室27教室，音楽室
- (8) 使用開始時期 平成23年6月

- 2 保護者負担額 生徒一人当たり月額685円(年間8,220円)
(空調機器費，設置工事費，メンテナンス費，ガス代，電気代，撤去費用等)
* 今後，県と協議する過程で，負担額が多少高くなる可能性もあります。

3 管理運営

- (1) 毎年度総会において会計報告を行う。
- (2) 保護者負担額は学級数の増減があった場合適宜見直しを行う。

冷房装置運営費の取扱いについて（案）

千葉県立市川昂高等学校 P T A

- 1 P T A が設置する冷房装置については、「千葉県立市川昂高等学校 P T A 委員会規程」第 2 条に規程する環境美化委員会が管理することとし、京葉ガス株式会社と 1 3 年間のエネルギーサービス契約を締結する。
- 2 冷房装置の運営費については、「千葉県立市川昂高等学校 P T A 会則」第 1 9 条に規定する特別会費（冷房装置運営費（以下「運営費」という。））として、月額 6 8 5 円（年額 8 , 2 2 0 円）を P T A 会費とともに徴収する。
（参考）
運営費の月額の算定については、普通教室及び音楽室の 2 8 教室に 6 月 1 5 日から 9 月 3 0 日まで冷房運転をする費用を平成 2 3 年度の定員 9 6 0 名で分担することで積算した金額が 6 8 0 円である。残り 5 円については、非常の場合等の予備費等として徴収する。
- 3 運営費の会計年度は、平成 2 3 年度から平成 3 5 年度までの毎月 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。
余剰金が発生した場合は翌年度の会計に繰り越すことができる。
運営費の月額については、生徒数、余剰金等の状況を勘案し毎年度見直しを行い、改定の必要が生じた場合は理事会で決定する。
- 4 契約期間中に校舎の改修工事等により全期間にわたり冷房装置が使用できない場合は、運営費を徴収しない。また、一部使用できない期間が生じた場合等の取扱いについては、その都度協議する。
なお、運営費に不足が生じる場合は、予備費から補填することとする。
- 5 運営費を納入しない会員があった場合は、P T A の役員が会員から事情を伺い、対応を検討する。
- 6 契約期間中に不測の事態が発生した場合は、契約会社と環境美化委員会との間で誠実に協議し、事態の回復を図ることとする。

平成 年 月 日制定